

九州生乳販連会報

No. 68

November 2019

TOPICS

加工原料乳生産者経営安定対策事業に係るお知らせ	1
酪農情勢報告	2
平成31年度会員別生乳受託販売数量	3
平成31年度販売状況について	3
抗生物質混入事故の未然防止を図りましょう	4
平成31年度月別受託生乳検査成績	4
令和2年1月分より集乳経費のプール計算を開始します	5
酪農家の皆様へ「指定団体の重要な役割」	6
農林水産省からのお知らせ	8
酪農理解醸成・牛乳消費拡大対策事業 お知らせとご報告について	12
新聞広告を掲載しました	14
軽減税率制度がスタートしました！	16

加工原料乳生産者経営安定対策事業に係るお知らせ

1. 平均取引価格等の通知

独立行政法人農畜産業振興機構より、当事業に係る平成30年度平均取引価格及び令和元年度補填基準価格について通知がありましたのでお知らせします。

平成30年度平均取引価格	83.89円/kg
令和元年度補填基準価格	83.18円/kg

なお、平成30年度においては平均取引価格が補填基準価格（平成30年度：82.44円/kg）を上回っているため、積立金の取り崩しによる補填金の交付は行われません。

2. 平成31年度生産者拠出金単価

令和元年5月30日開催の平成31年度第2回理事会において決定した今年度の生産者拠出金単価：加工原料乳1kgあたり0.20円については、独立行政法人農畜産業振興機構に申請し承認を得ましたのでご報告します。

3. 加工原料乳生産者積立金契約の締結について

平成31年度は要綱改正が行われたことに伴い、生産者積立金契約書の条文においても①業務対象年間、②TPP発効に伴う法律の条項番号の変更に係る項目が更新されました。平成31年1月末までに実施した事業継続の意向調査に際し、継続加入を選択された方は契約の締結が必要となりますので、円滑な契約手続きの実施による事業推進にご協力をお願いします。

* 平成30年度より、任意加入となっており、類似制度との重複加入はできないとされておりますのでご注意ください。

酪農情勢報告

1. 九州の生乳出荷戸数

令和元年9月の生乳出荷戸数は1,310戸で、平成31年3月時点の1,340戸と比較すると30戸減少しています。

2. 九州の乳用種雌牛飼養頭数と出生頭数

23カ月令以下の頭数は前年を上回る推移が続いています。一方、前年を下回って推移している24カ月令以上の頭数は、7～9月にかけて減少幅が一段と広がる傾向が見られました。

表1 乳用種雌牛飼養頭数 (単位:頭)

		7月	8月	9月
23カ月令以下	2018年	28,336	28,022	27,835
	2019年	29,885	29,857	29,821
	増減	1,549	1,835	1,986
	前年比	105.5%	106.5%	107.1%
24カ月令以上	2018年	78,863	78,866	78,534
	2019年	76,697	75,986	75,823
	増減	-2,166	-2,880	-2,711
	前年比	97.3%	96.3%	96.5%
総頭数	2018年	107,199	106,888	106,369
	2019年	106,582	105,843	105,644
	増減	-617	-1,045	-725
	前年比	99.4%	99.0%	99.3%

注:Jミルクホームページより

出生頭数は、6、8月は前年を上回っており、特に乳用種雌は昨年より1割以上多い実績となっています。7月は昨年が一昨年と比べて1割以上増加していたことの反動もあり、前年を下回ったものと思われます。

表2 出生頭数 (単位:頭)

		6月	7月	8月
総頭数	2018年	2,742	4,045	4,351
	2019年	2,860	3,922	4,754
	増減	118	-123	403
	前年比	104.3%	97.0%	109.3%
うち、乳用種雌	2018年	640	1,026	1,138
	2019年	708	1,000	1,264
	増減	68	-26	126
	前年比	110.6%	97.5%	111.1%
うち、乳用種雄	2018年	433	736	876
	2019年	412	700	874
	増減	-21	-36	-2
	前年比	95.2%	95.1%	99.8%
うち、交雑種	2018年	1,234	1,878	1,907
	2019年	1,254	1,755	2,090
	増減	20	-123	183
	前年比	101.6%	93.5%	109.6%

注:Jミルクホームページより

3. 生乳需給

(1) 生乳受託販売数量

今夏は、7月下旬まで続いた梅雨寒後、8月前半まで猛暑となったのち、8月後半から9月初旬にかけては秋口のよ

うな冷涼な気候へと変わり、9月半ば以降はまた反転して厳しい残暑が続きました。このような気候の変動に九州の生乳受託販売数量も大きく左右され、短い期間で浮き沈みを繰り返し、7月は前年並みを記録したものの、その後8、9月は前年を3～4%下回る状況となっています。

都府県においては九州と同様、8、9月に大きく落ち込みが見られました。北海道においては前年を上回る推移が続いており、9月は地震による影響を大きく受けた昨年から大幅な回復が見られました。

表3 生乳受託販売数量 (単位: t、%)

		7月	8月	9月	累計(7-9月)
九州		48,020	45,657	44,724	138,401
	前年比	100.1	97.6	96.9	98.2
都府県		253,054	238,217	235,789	727,060
	前年比	99.0	94.6	96.0	96.6
北海道		337,157	328,710	317,242	983,109
	前年比	101.1	100.1	108.9	103.2
全国		590,211	566,927	553,031	1,710,169
	前年比	100.2	97.7	103.0	100.3

注:中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より

注:公共除く。ただし、都府県の内訳として中国のみ公共含む。

(2) 生乳販売状況

飲用向けについては、懸念された4月乳価改定後の極端な需要の減退は見られていないものの、生乳受託乳量が前年を下回る中で、九州域外への飲用向け販売数量が大幅減少となりました。また、全国的に梅雨寒の影響を受けた7月は、一時的に需給が緩和したため、脱脂粉乳・バター、クリーム等への仕向け量が増加しました。

表4 用途別販売数量 (単位: t、%)

	用途	7月	8月	9月	累計(7-9月)
九州	飲用(前年比)	34,406 98.8	32,660 98.0	34,043 96.0	101,109 97.6
	はつ酵乳(前年比)	8,113 98.3	7,908 95.6	7,748 99.3	23,768 97.7
	脱脂粉乳・バター等(前年比)	3,053 117.6	2,586 98.1	713 97.5	6,351 106.5
	生クリーム(前年比)	2,349 105.7	2,410 98.8	2,124 103.7	6,883 102.6
	チーズ(前年比)	100 102.6	93 93.6	96 130.1	289 106.7
全国	飲用(前年比)	271,774 94.6	267,455 98.3	284,465 101.6	823,694 98.1
	はつ酵乳(前年比)	41,301 100.2	40,259 97.2	38,353 100.2	119,913 99.2
	脱脂粉乳・バター等(前年比)	131,677 117.1	117,002 95.6	92,439 111.0	341,118 107.2
	生クリーム(前年比)	112,469 99.7	110,101 99.5	107,049 98.8	329,618 99.3
	チーズ(前年比)	32,989 93.9	32,109 95.8	30,727 114.4	95,825 100.3

注:中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より

4. 今後について

10月からの消費税増税により、消費の冷え込みが懸念される中、軽減税率の対象である牛乳・乳製品においてもその影響が目まぐるしく見られるところですが、10月に入って中旬までの動向を見る限りでは大きな消費の冷え込みは見られていません。本会においては、今後も様々な活動を通じて生活者への酪農に対する理解醸成と牛乳消費の維持拡大を訴求してまいります。また、今年度は気候変動(冷夏、台風等)を要因とした短い期間での極端な需給変動が生じるようになっているため、的確な状況把握に努め、乳価の向上に努めます。

平成31年度会員別生乳受託販売数量

(単位: t、%)

	ふくおか県酪協		佐賀県農協		長崎県酪連		熊本県酪連		大分県酪協		宮崎県経済連		鹿児島県酪協		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
4-6月計	19,694	98.7	3,817	98.9	9,518	94.4	65,463	99.9	17,792	97.0	19,880	96.1	21,213	91.8	157,377	97.4
7月	6,120	102.4	1,172	104.3	2,899	97.1	20,272	103.2	5,535	99.8	6,147	98.4	6,235	91.7	48,379	100.1
8月	5,822	98.8	1,066	96.1	2,754	97.2	19,488	100.7	5,273	97.5	5,874	97.4	5,726	88.3	46,003	97.6
9月	5,758	98.2	1,059	96.3	2,734	95.7	19,129	99.6	5,061	95.9	5,763	97.4	5,540	88.5	45,045	96.9
上期合計	37,394	99.2	7,115	98.9	17,905	95.4	124,352	100.5	33,661	97.3	37,664	96.9	38,715	90.7	296,804	97.8

平成31年度販売状況について

用途別生乳販売実績

(単位 数量:t、前年比:%)

用 途		7月			8月			9月			第2四半期計			31年度累計		
		数 量	前年比	単価	数 量	前年比	単価	数 量	前年比	単価	数 量	前年比	単価	数 量	前年比	単価
飲 用 等 向 け	域 内 飲 用 向	25,873	102.8	114.45	26,912	102.1	114.190	24,821	101.6	114.937	77,607	102.1	114.529	151,699	103.8	114.578
	学 校 給 食 向	2,742	103.3		518	149.8		4,009	105.2		7,270	106.7		18,027	99.2	
	域 外 飲 用 向	6,100	83.6		5,518	80.1		5,508	72.9		17,126	78.8		44,369	81.5	
	飲用牛乳等向計	34,716	98.8		32,949	98.0		34,338	95.9		102,003	97.6		214,095	97.8	
	はっ酵乳等向	8,113	98.3		7,908	95.6		7,748	99.3		23,768	97.7		46,886	98.4	
	飲用等向合計	42,828	98.7		40,856	97.6		42,086	96.5		125,771	97.6		260,981	97.9	
特 定 乳 製 品 向 け	脱脂粉乳・バター等向	3,084	117.7	82.023	2,629	98.3	82.167	722	97.7	85.544	6,435	106.6	82.840	20,805	95.5	81.331
	ク リ ー ム 等 向	2,367	105.7		2,425	98.8		2,140	103.7		6,931	102.6		14,438	98.2	
	チ ー ズ 向	100	102.6		93	93.6		96	130.1		289	106.8		580	102.0	
	特定乳製品向計	5,551	112.0		5,147	98.4		2,958	102.9		13,656	104.5		35,823	96.7	
販 売 乳 量 合 計		48,379	100.1	110.729	46,003	97.6	110.607	45,045	96.9	113.007	139,427	98.2	111.425	296,804	97.8	110.565

支払乳代

(単位 金額:千円、単価:円)

項 目	7月		8月		9月		第2四半期計		31年度累計	
	金 額	単価	金 額	単価	金 額	単価	金 額	単価	金 額	単価
生乳販売金額①	5,356,991	110.729	5,088,310	110.607	5,090,335	113.007	15,535,637	111.425	32,816,161	110.565
脂 肪 加 算 金	31,044	0.642	26,151	0.568	29,895	0.664	87,090	0.625	202,002	0.681
無脂固形加算金	38,171	0.789	32,152	0.699	34,919	0.775	105,241	0.755	248,988	0.839
成分加算金計②	69,215	1.431	58,303	1.267	64,814	1.439	192,332	1.379	450,989	1.519
季節別調整率③	110%		111%		114%					
季節別調整額	535,699	11.073	559,714	12.167	712,647	15.821	1,808,060	12.968	1,107,258	3.731
調整後乳代④=①×③	5,892,691	121.802	5,648,024	122.774	5,802,982	128.828	17,343,697	124.393	33,923,419	114.296
販 売 手 数 料	-17,886	-0.370	-17,119	-0.372	-17,603	-0.391	-52,608	-0.377	-103,123	-0.347
生 乳 検 査 料	-5,805	-0.120	-5,520	-0.120	-5,405	-0.120	-16,731	-0.120	-35,616	-0.120
送 乳 経 費	-187,282	-3.871	-178,820	-3.887	-172,536	-3.830	-538,638	-3.863	-1,175,984	-3.962
需要者負担額(運賃補填)	969	0.020	989	0.022	915	0.020	2,874	0.021	6,533	0.022
C S ・ 冷 却 費	-47,994	-0.992	-42,749	-0.929	-43,082	-0.956	-133,825	-0.960	-286,022	-0.964
プ ー ル 費 用 ⑤	-257,997	-5.333	-243,219	5.287	-237,711	-5.277	-738,928	-5.300	-1,594,213	-5.371
差引乳価②+④+⑤	5,703,909	117.900	5,463,108	118.754	5,630,084	124.989	16,797,101	120.472	32,780,195	110.444

抗生物質混入事故の未然防止を図りましょう

ポジティブリスト制度においては、生乳に残留農薬や抗菌性物質が混入していない事を証明し、個々の農場の生産履歴を記録するための手段としてチェックシートへの記録と生乳の出荷伝票が採用されています。近年は、ほとんどの生産者において良好な記録がなされていますが、残念ながら出荷乳質のトラブルや廃棄事故が年間を通して発生しています。今年度は上半期ですすでに15件の抗生物質混入事故が発生し、95トンの生乳が廃棄されており、廃棄事故原因の38%を占めています。人間の記憶は曖昧です。記録と確認により生乳廃棄事故を無くしましょう。

抗生物質の混入原因として最も多いのが『「うっかり」して〇〇してしまった。』というケースです。

治療開始後の搾乳禁止連絡ミス、勘違いによる牛の取り違い、搾乳禁止マークの確認ミス、牛個体や分房取り違いによるサンプル相違、検査結果の聞き取り時、複数サンプルの検査結果を逆に取り違い、など原因は様々ですが、その根底にはヒューマンエラーと呼ばれる人間の間違いがあります。

人間は間違いを起こします。しかし、チェックシートの記入欄に書き込む習慣とマーキング等が実施できていれば事故の発生原因のいくつかの項目は解消され、間違いの発生頻度は確実に低下します。

チェックシートの項目の記帳を徹底しましょう。記憶よりも記録が重要です。

I 投薬の記録を正確に記帳し、マーキングや隔離の処置を即刻実施する

II 搾乳者には口頭で引継ぎ、更に搾乳者は出荷制限時間をチェックシートで確認する

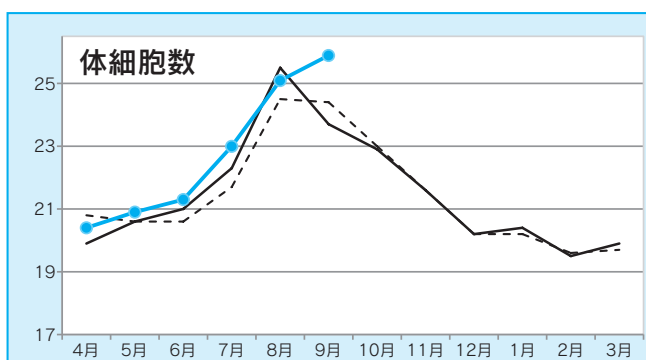
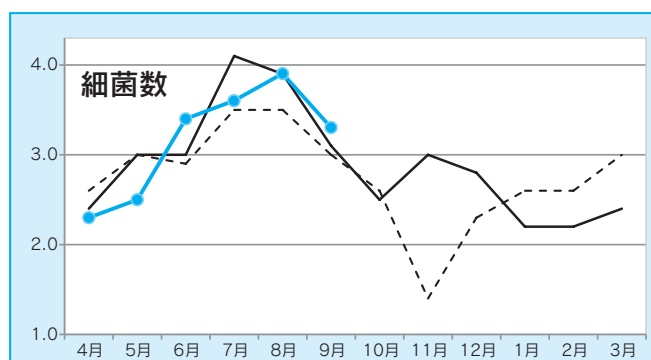
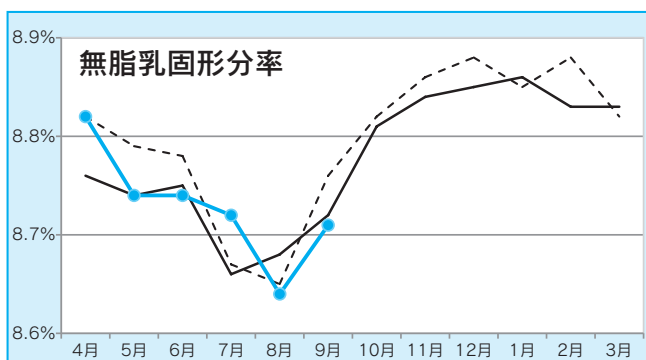
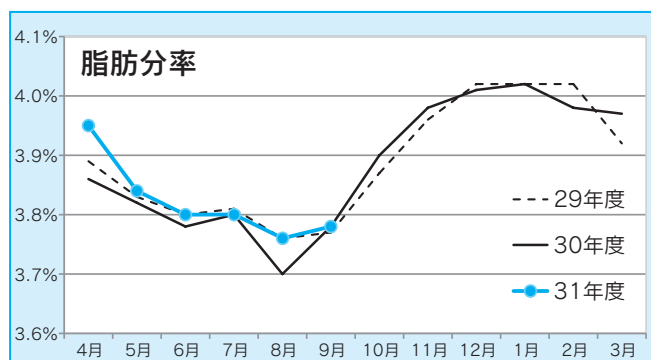
III 休薬期間後には出荷前検査を依頼し、抗菌性物質の陰性を確認後に出荷開始

IV 治療牛にはクォーターミルカーを使用しない

クォーターミルカーを使用した後はミルカーと同様に洗浄し、殺菌し乾燥保管します。

もしクォーターミルカーの中で細菌が繁殖すると様々な異臭が発生し、これが原因でタンクローリーの風味異常事故となる事がありますので注意しましょう。

平成31年度 月別受託生乳検査成績



令和2年1月分より集乳経費のプール計算を開始します

1. 集乳経費のプール化の経緯について

本会は、九州地域指定生乳生産者団体として平成12年4月に発足し、平成13年度には生乳販売代金（成分加算金を除く）、送乳経費、CS冷却費をプール化し、平成27年度には成分加算金をプール化しました。一方で、集乳経費については生産者もしくは地域組合に帰属する経費という認識が強く、各会員においてもプール化の実施状況に差があったことからプール化は見送られていました。

その後、数回にわたり発出された農林水産省生産局長通知や集送乳調整金の交付要件等を踏まえ、平成30年10月より集乳経費のプール化の議論を本格化し、様々な協議を経て、令和元年7月9日開催の九州生乳販連第4回理事会において、令和2年1月分より集乳経費のプール計算を開始することを決定しました。

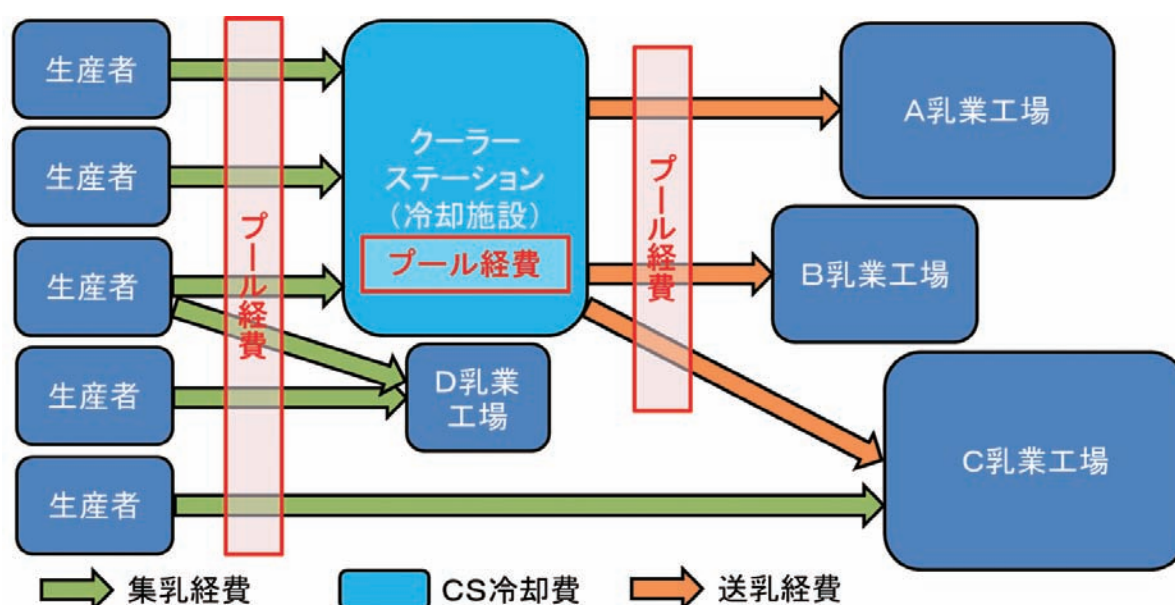
2. 集乳経費のプール化の目的について

生乳販売代金および生乳販売経費をすべて平等に計算し配分する、という一元集荷多元販売の本来の姿を実現するとともに、集送乳調整金の交付要件を満たし、今後も安定的に集送乳調整金の交付を受けられるようにすることを目的としました。

3. 集乳経費のプール化後の取り組みについて

集乳経費のプール化により、生乳販売代金・生乳販売経費がすべてプール対象となります。今後はより一層の集送乳の合理化を進め、九州全体の集送乳経費の低減、手取り乳価の向上を目指していきます。

集乳経費プール化後の生乳販売代金と生乳販売経費の流れのイメージ



1. 生乳販売代金について
・販売乳代はすべてプールされている。
2. 生乳販売経費について
・集乳経費、CS冷却費、送乳経費がすべてプール対象となる。

指定団体の重要な役割

① 価格交渉力の強化

生もので保存が効かないという生乳の特性により、規模の大きい乳業に個々で交渉しても不利。適正な乳価水準が確保できない。

皆でまとまって指定団体の取引量を増やし、価格交渉力を強化することで、**適正な乳価水準**を実現。



大手乳業の年間
処理量約100万トン

国内の酪農家平均
年間生産量約500トン

個々では規模の差大

団結して交渉力を強化

② 販売調整力の強化

販売先の事情等により、取引用途が大きく変動したり、生乳を販売できなくなったりする可能性。

複数の販売先を持つ指定団体が販売先を調整し、**より有利に、かつ安定的に売り切る**。

例：28年4月熊本地震

- ・28年4月に発生した熊本地震では、九州生乳販連が九州域内で熊本県外の乳業工場へ配乳を実施。
- ・また、全国の指定団体が連携し、送乳車両の派遣など、現地の集乳および九州域外の乳業工場へ配乳を行い、生乳の廃棄を最小限に抑制。



道路の寸断

県内4工場
操業停止

迂回路等により集乳



指定団体
(九州生乳販連)

県外工場

全国の
指定団体

送乳車両
派遣や
九州域外
への配乳

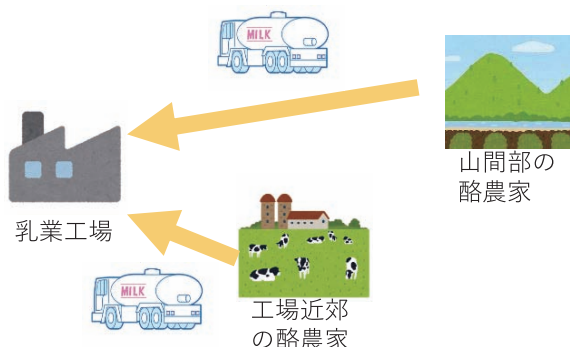
熊本県内で処理
できない生乳を
広域で調整し、
生乳の廃棄を最
小限に

③ 集送乳の合理化

バラバラに生乳を輸送することで、非効率的な集送乳となり、輸送コストが増大。



指定団体がまとめて生乳を輸送することで、**条件不利地の酪農家の生乳もあわせ、効率的な集送乳**を行うことができる。



④ 安全安心の担保

生乳の安全安心の担保について、酪農家個々で考え実行するのは大変



記帳記録の推進や、各種検査を行い、指定団体で**安全安心を担保**

生産者個々では成しえないことも、皆で団結し課題を解決していくことで、より有利で安定的な酪農経営を実現することができます。そのお手伝いをするのが、**指定団体**です。

問い合わせ先

九州生乳販売農業協同組合連合会

TEL 092-432-6021

(一社) 中央酪農会議

九州生乳販売農業協同組合連合会

農林水産省からのお知らせ

平成30年4月からスタートした新たな加工原料乳生産者補給金制度のポイントと、生乳取引における年間契約の遵守について記載されたパンフレットをご案内させていただきます。

加工原料乳生産者 補給金制度のポイント

加工原料乳補給金制度が、50年ぶりに見直され、恒久的な制度として、平成30年4月からスタートしました。

これまで、指定団体への出荷のみに交付されていた補給金を、酪農家が創意工夫を生かし、付加価値を高めた生乳の出荷や加工販売に取り組みやすい環境を整備するため、指定団体以外に出荷した場合でも補給金を受け取れるようになりました。

一方、生乳は毎日生産されるものであり、安定的に牛乳・乳製品を消費者に供給するためには、年間を通じた契約に基づいて取引することが重要です。

本パンフレットでは、改めて新制度の趣旨や、生乳出荷の前提として重要となる契約の遵守について解説します。



加工原料乳生産者補給金制度

改正の主なポイント

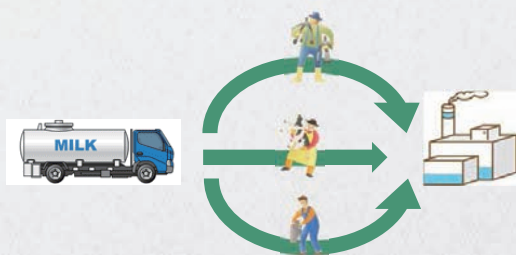
Point 指定事業者を経由しなくても補給金を受けられます。



□ 酪農家が、出荷先を自由に選びやすくなり、付加価値の高い牛乳の生産やチーズ工房での6次産業化等に取り組みやすくなります。

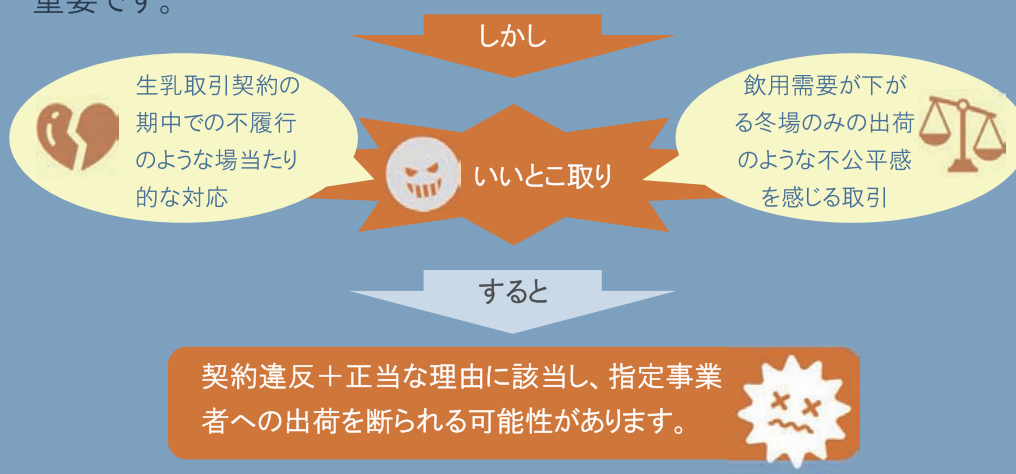
□ 事業者間の競争が活発になり、酪農家が負担する流通コストの削減や乳価交渉の努力を促します。

Point 条件不利地域の集送乳を安定的かつ確実にに行う指定事業者に対して「集送乳調整金」が交付されます。



条件不利地域の酪農家であっても確実に集乳されます。

消費者への安定的な牛乳乳製品の供給の基盤となる、指定事業者による安定的な集送乳の実現には、年間を通じた安定した生乳取引が重要です。



【酪農家の皆様へ】

生乳取引の契約を守りましょう。

- ✓ 契約とは、両者の合意形成により成立します。
- ✓ 契約は、商取引の基本となるものであり、双方が遵守する義務があります。

制度の改正により出荷先の選択肢が拡大されましたが、いつでも自由に出荷先を変更できる訳ではありません。

- ★ 生乳は毎日生産されるものであり、安定的に牛乳・乳製品を消費者に供給するためには、年間を通じた契約に基づいて取引することが重要です。
- ★ 生乳の販売先(事業者)との契約は、両者の合意に基づき成立するものであり、締結後は、契約当事者双方に守る義務が生じます。
- ★ 契約期間途中(年度途中)の違反・不履行は、契約に基づく違約金が発生する等、自らの不利益になる可能性があります。

契約書の記載例

(契約の期間)

契約の有効期間は令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの1年間(以下、「年度」という。)とする。契約期間中は甲乙双方において契約内容を履行しなければならない。

(損害賠償)

故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

契約のルールを守って、良質な牛乳・乳製品を消費者の元へ届けましょう。

指定事業者が集乳を拒むことができる正当な理由

＝「現場の生産者が不公平感を感じないよう、また、場当たりの利用を認めないルール等とする。」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の趣旨を踏まえ規定。

契約が遵守されない場合、違約金の発生や指定事業者への出荷を断られる可能性があります。

指定事業者が断ることができる可能性のある具体的な事例

- ・ 月に1回だけ指定事業者に出荷
- ・ 10～11月だけ指定事業者に出荷
- ・ 8～11月に1回ずつ、計5回指定事業者以外に出荷
- ・ 7月以降、全部または一部を指定事業者以外に出荷
- ・ 前年度に一方的な契約破棄があった場合
- ・ 飲用需要の高い夏に少なく、需要の低い冬に多く出荷
- ・ 年末年始だけ指定事業者に出荷

※さらに、年度途中で一方的な出荷変更は契約違反にもなります。
※指定事業者は、統一的なルールを規定するなど同様の条件の者は同様に取り扱われなければなりません。



A指定事業者より、B事業者の方が乳価がいいと聞いたんだよな。契約期間の途中だけど、B事業者に乗り換えようかな。

契約違反＋正当な理由に該当し、指定事業者への出荷を断られる可能性があります。



問い合わせ窓口、Q&Aについて

加工原料乳生産 農林水産省



ご不明な点があれば、以下の問い合わせ窓口やQ&Aをご活用ください。

■ 問い合わせ：農林水産省生産局
畜産部牛乳乳製品課
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/171027.html



■ Q&A
<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/attach/pdf/kakou-32.pdf>



**酪農理解醸成・
牛乳消費拡大対策事業**

お知らせとご報告について

放送局イベントに出展しました！

生活者に酪農を身近に感じてもらう酪農理解醸成・牛乳消費拡大の活動として、今年度は鹿児島県・熊本県・長崎県の放送局イベントに出展しています。

9月21日（土）に鹿児島県で実施された「KTSの日2019」のイベントでは、サンプリングや牛乳の試飲、模型牛「くるみ・クルクル」による搾乳・哺乳体験を実施しました。当日はあいにくの天候となりましたが、牛乳の試飲をされる来場者が多く、牛乳のおいしさをPRすることができました。また、搾乳・哺乳体験、牛乳の試飲をされた方々へリーフレット・ミルメークを配布し、親子連れの参加者にも楽しんでいただくことができました。

実施日	イベント名	会場
9/21（土）	KTSの日2019	鹿児島県鹿児島市山下町14-50 鹿児島県民交流センター
10/19(土)・10/20(日)	TKUの日2019	熊本県熊本市中央区桜町3-22
11/3（日）・11/4（月）	KTN×FM Love fes 2019	長崎県長崎市常盤町22-17 長崎水辺の森公園



MILK JAPAN 秋の店頭販促のお知らせ

流通店舗の牛乳売り場で買い物客へ直接牛乳をPRする、店頭販促実施のお知らせです。今回は、牛乳と小豆を組み合わせた『ミルク芋ぜんざい』です。牛乳とゆで小豆で簡単においしいぜんざいができ、トッピングにさつまいもを入れて秋らしさを出しています。

11月2日（土）・3日（日）にイオン九州33店舗で実施し、各店舗で先着15名にミルクジャパングッズをプ



レゼントする他、POPで牛乳売場を飾り、九州生まれの牛乳をPRします。イオン九州以外にも、サトー食鮮館、西鉄ストア、あんくる夢市場、フーデリーの一部の店舗でも実施を予定しています。

店頭販促の実施情報はホームページやフェイスブックでもお知らせしているので、是非チェックしてみてください。

酪農教育ファーム活動について

● スキルアップ研修会が開催されました！

去る10月4日、福岡市内にて（一社）中央酪農会議主催による酪農教育ファームスキルアップ研修会（福岡会場）が行われました。この研修会は、酪農体験を継続して行うための「安全・衛生・防疫対策」の再確認と、よりよい酪農体験を提供するためのファシリテーターの技術向上を目的として開催されています。当日は九州地域の54名のファシリテーターのうち8名が意欲的に研修に取り組みました。

研修会は午前と午後の2部構成となっており、午前の部では有限会社いとしま動物クリニックの酒井由紀夫院長を講師に迎え、安全・安心に酪農体験を提供するための衛生面・防疫対策徹底の重要性についてご講演いただき、午後の部ではNPO 法人いぶり自然学校の上田融代表理事によるワークショップ「『積極的傾聴』でプログラムが格段に変わる」が開催されました。



● 酪農体験費用助成をご存じですか？！

秋も深まり、各地で農業祭りなどの催し物が増えるこの時期は、子供たちが酪農体験に訪れる機会も多くなっているのではないのでしょうか。九州地域酪農教育ファームでは、酪農理解醸成がより広く図られるよう酪農体験に係る費用の助成（費用の1/2を上限）を行っております。酪農家の皆様から学校にご提案いただき助成を行った事例や、組合主催の酪農体験にも助成を行った実績がございます。原則として、初めて助成を受ける団体であること・ファシリテーターがいる酪農体験であることという条件はありますが、できる限りご対応させていただきますので、まずは所属農協へご連絡ください！



酪農教育ファームに関するお問い合わせ先

九州生乳販売農業協同組合連合会 総務部 担当：長尾 卓弥

TEL:092-432-6021 / FAX:092-432-6022 / MAIL:nagao@kyuhanren.jp



ファン獲得運動や酪農家紹介ムービー、牛乳料理やイベント情報はこちらをチェック！
まずは検索してみてくださいね！

ホームページは **ミルとミク** で検索 URL : <https://kyuhanren.com>

フェイスブックは **九州生乳販連** または **@kyuhanren** で検索
URL : <https://www.facebook.com/kyuhanren>

新聞広告を掲載しました check!

牛乳をあなたの力に。



平成30年度
生乳品質共励会2部最優秀賞
宮崎県小林市
黒木 英教さん・千穂さん

牛乳にあなたの力を。

牛乳はあなたの力になります。大きくなりたい。きれいになりたい。そんな気持ちに応える飲み物です。一方で、あなたが牛乳を飲んで、おいしいと言ってくれることは、酪農を支える力になります。今年の4月には、飼料や燃料の高騰がつづき、酪農の経営が厳しい中で、牛乳の値上がりがありました。それは、酪農家にとっての応援であり、力になります。宮崎の酪農家黒木さんは「酪農体験に来た子どもたちが、目の前で牛乳を飲んで、おいしい!という姿に力をもらった」と言います。ふだん酪農家と生活者のみなさんが接することはあまりありません。でもきっと、その両方が「あしたの九州の牛乳を支えるチーム」なのだと思います。これからどうか、飲むという応援をお願いします。九州の酪農家たちは、それを力に変えて、世界のどんな牛乳にも負けない、おいしい牛乳を届けます。

九州の乳と乳と大農場から。九州 Love Milk Club www.miyuemuiku.jp

牛乳生産者直営販売事業 (乳)農産物直営機構 (一社)中央酪農会議 後援



◆9月15日(日) 新聞掲載【30年度生乳品質共励会第2部 最優秀賞受賞者:宮崎県小林市・黒木牧場】

今年度は4月からの牛乳価格の値上り、さらに10月からは消費税増税が施行され、牛乳・乳製品の消費低下が懸念されています。このことから、牛乳価格の値上がりに対する消費者への理解と安心安全な国産製品に対する必要性を訴求するため、新聞広告を掲出しました。メインコピーは「牛乳をあなたの力に。牛乳にあなたの力を。」で、本文は酪農に従事する生産者がいることで消費者は安全・安心な牛乳を飲むことができること、また、消費者が牛乳を購入してくれることが生産者の支えになることを伝える内容となっています。

牛乳をあなたの力に。



平成30年度
生乳品質共励会3部最優秀賞
鹿児島県熊毛郡
牧瀬勝利さん

牛乳にあなたの力を。

鹿児島県、種子島。決して酪農に適しているとはいえない南の島で、酪農家の牧瀬さんは、九州でも最高品質の生乳を生み出しています。恵まれた環境ではないからこそ、工夫を重ね、牛たちへの心配りも細やかに。まさに、九州の酪農の力を感じられる牧場です。でも、どれだけ力を尽くしても、飼料や燃料の高騰など、乗り越えられない壁もあります。今年4月の牛乳の値上がりも、日々奮闘する酪農家のみなさんを守るという背景がありました。「がんばってつくった牛乳です。望むことは、おいしく飲んでいただきたいということ。それだけです」と語る牧瀬さん。牛乳が、日々のあなたの力になるように、みなさんにおいしく飲んでいただくことが、酪農家たちの力になります。九州の牛乳を、これからも、どうかよろしくお願いします。

九州の空と海と大地から。九州 Love Milk Club www.mirutemilk.jp

生乳生産者団体確保事業 (国) 畜産政策推進機構 (一社) 中央酪農会議 後援



◆10月13日(日) 新聞掲載【30年度生乳品質共励会第3部 最優秀賞受賞者：鹿児島県熊毛郡・牧瀬牧場】

軽減税率制度がスタートしました!

10月から消費税率引き上げに伴う軽減税率制度がスタートしました。
酪農家段階の経理についても変更が生じますので、ご理解ご準備をお願いいたします。

1. 総額処理が必須となります

- (1) 軽減税率制度導入前は、生乳販売額も経費（販売手数料など）も税率 8%であったため、その差額を課税売上として計上することが認められていました（純額処理）。

(例) 生乳販売額10,000円－経費1,000円＝(売上)9,000円

軽減税率制度導入後は、生乳販売額は税率 8%・経費は税率 10%となり税率が分かれるため、それぞれ別々に計上することが必須となります（総額処理）。

(例) 生乳販売額(売上)10,000円

経費(仕入) 1,000円

純額処理で売上計上していた方は、計上方法の変更により、課税売上高が増加することとなります。その結果、以下のように変更が生じる可能性があります。

課税売上高5,000万円を超えた場合

簡易課税が適用されなくなる

課税売上高1,000万円を超えた場合

免税事業者ではなくなる

ご自身が対象となるかどうかは、所属農協へおたずねください。

- (2) 簡易課税については10月からみなし仕入率に変更となります。
課税期間が10月をまたぐ場合は注意が必要です。

9月まで みなし仕入率70%

10月から みなし仕入率80%



2. 消費税で損をする…?

消費税は、売上に伴って受け取った税額 (a) と仕入に伴って支払った税額 (b) の差額を納付します。
軽減税率制度導入に伴う変更点をシミュレーションしてみましょう。

導入前

売上10,000円+800円(a)－(仕入1,000円+80円(b))＝ 手取り9,720円
納付する消費税額 (a)－(b)＝ 720円
正味(手取り-納付額)＝ 9,000円

導入後

売上10,000円+800円(a)－(仕入1,000円+100円(b))＝ 手取り9,700円
納付する消費税額 (a)－(b)＝ 700円
正味(手取り-納付額)＝ 9,000円

以上の通り、消費税を納付したあとの正味金額は導入前後で変わらず、消費税で損をすることはありません。ただし、支払った税額 (b) が 80 円から 100 円に増加することで手取り金額が少なくなるため、日々の資金繰りに影響が出てきます。

3. 季節別乳価調整額の消費税取扱いについて

軽減税率制度に先立ち、国税庁の見解を受けて4月分より「不課税」取扱いといたしました。このため、昨年度と比べて手取り金額に変動が生じていますのでご留意ください。

需要期(7-10月)

奨励金(上乗せ分)とともに受け取っていた消費税がなくなり、昨年度より手取り金額減少

不需要期(4-5月・12-3月)

積立金(控除分)とともに支払っていた消費税がなくなり、昨年度より手取り金額増加